

「 高校生のための学びの基礎診断 」

Q & A

令和 2 年 3 月 改訂版

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付

質問・回答の対象者が限定的な場合には、質問の末尾に対象者を記載しています。

目 次

1. 趣旨・目的	- 1 -
Q1-1 現在高校現場で利用されている業者テストと比べて何が変わるのか。「高校生のための学びの基礎診断」として認定された測定ツールを活用することのメリットは何か。	- 1 -
Q1-2 基礎診断制度の創設により、高校教育はどのように変わるのか。	- 1 -
Q1-3 基礎診断の利活用が促進されることにより、各学校の教育課程が画一化され、授業内容が基礎診断の対策となるのではないかと。	- 1 -
Q1-4 「高校生のための学びの基礎診断」の受検は必須なのか。	- 2 -
Q1-5 国としては、特に、どの学力レベルの学校に、この制度の焦点をあてたいと考えているのか。	- 2 -
Q1-6 教育再生実行会議第四次提言で導入が提言されたのは、高校生の共通的な学習の達成度を把握するものではなかったか。多様な民間の試験等から学校が選択する方式で共通的な学習の達成度を測ることができるのか。	- 3 -
Q1-7 文部科学省は受検者全体の点数やスコアを公表するのか。	- 3 -
Q1-8 「主体的・対話的で深い学び」との関係はどのようなものか。	- 3 -
Q1-9 基礎診断は生徒の学習意欲の喚起や自己肯定感の向上に役立つのか。	- 4 -
Q1-10 高等学校卒業程度認定試験との関係はどのようなものか。	- 4 -
Q1-11 英語について、大学入学共通テストで民間の検定試験を活用することとの関係はどのようなものか。	- 4 -
Q1-12 今後のスケジュールはどのようにになるのか。	- 5 -
Q1-13 認定の際に「指摘事項」が付されている測定ツールがあるが、改善等のフォローアップは今後、どのように行うのか。	- 5 -
Q1-14 実施状況のフォローアップ・検証はいつからどのように行うのか。	- 5 -
Q1-15 平成30年3月に学習指導要領が改訂されたが、今回の認定との関係はどうなっているか。	- 5 -
Q1-16 2022年度から実施される予定の次期高等学校学習指導要領への対応方針はいつ頃示されるのか。	- 6 -
2. 枠組み概要	- 6 -
Q2-1 申請にあたって日本での法人格は必要か。【民間事業者向け】	- 6 -

- Q 2-2 複数の民間事業者で協力体制を構築して申請することは可能か。例えば、問題作成を担当する事業者と成績処理を担当する事業者の2つの事業者が協力して実施する場合、共同体として審査の対象になるのか。【民間事業者向け】 - 6 -
- Q 2-3 地方公共団体が施策として実施する学力調査も基礎診断として認定されることはあるのか。【学校・教育委員会向け】 - 6 -
- Q 2-4 単教科の測定ツールが認定されることはあり得るか。【民間事業者向け】 - 7 -
- Q 2-5 複数教科セットの測定ツールについて、教科別に認定を受けることが可能か。
(例：国数英の3教科セットの測定ツールで国数の2教科のみ認定) 【民間事業者向け】 - 7 -
- Q 2-6 資格・検定試験等の場合、級別に認定を受けることとなるのか。複数の級をまとめて1件として認定を受けることは可能か。【民間事業者向け】 - 7 -
- Q 2-7 既存の測定ツールが認定されることはあり得るか。【民間事業者向け】 - 7 -
- Q 2-8 既存の測定ツールが「認定基準」に適合していなくても適合するよう改良すれば認定されるのか。【民間事業者向け】 - 7 -
- Q 2-9 認定申請の対象となる測定ツールは、平成30年度の採用実績がなければ認定されないのか。平成31年度に新規に実施する場合は認定されないのか。【民間事業者向け】 - 7 -
- Q 2-10 平成30年度にどの程度の申請があり、どの程度認定したのか。 - 8 -
- Q 2-11 高等学校における利用見込みはどのくらいか。 - 8 -
3. 出題に関すること - 8 -
- Q 3-1 学習指導要領全体をカバーしないといけないのか。例えば、国語については、「古典を含まない」場合は問題ないか。【民間事業者向け】 - 8 -
- Q 3-2 今後、専門学科において開設される各教科も対象とすることはありうるのか。 .. - 8 -
- Q 3-3 難易度はどうなるのか。 - 9 -
- Q 3-4 同じタイプ(基本タイプ、標準タイプ)で業者の異なる測定ツールの難易度等は共通性が保たれているのか。統一の指標を作成しないのか。 - 9 -
- Q 3-5 主として思考力・判断力・表現力等を問う問題とはどのようなものか。 - 9 -
- Q 3-6 「一定数の文字や数式等を記述させる記述式問題」とは、単語を記述させるような問題も含まれるのか。 - 10 -
- Q 3-7 英語4技能測定の認定基準の考え方はどのようなものか。 - 10 -
- Q 3-8 英語の「話す」技能の測定において、「音読」や「復唱」などを音声判定で行うようなものであっても要件を満たすこととなるのか。【民間事業者向け】 - 10 -
- Q 3-9 年度ごとに新しい問題を用意する必要があるか。【民間事業者向け】 - 10 -
- Q 3-10 共通問題(年度・回をまたいだ同一問題の出題)の出題は必須か。【民間事業者向け】 - 11 -
- Q 3-11 基本タイプについては、共通必修科目からの出題を設定しなくてもよいのか。【民間事業者向け】 - 11 -
- Q 3-12 認定基準には、「学習進度に配慮して出題範囲を設定する場合において、受検時期に応じて共通必修科目からの出題を少なく設定し、又は義務教育段階の内容を含まない設定とすることは、差し支えない。」とあるが、学習進度によって各回の

出題範囲が異なる一連の測定ツール（以下「シリーズもの」）であって、高校1年生の4月や高校3年生の受検回があるものについても、全ての回で共通必修科目から出題しないといけないのか。【民間事業者向け】	- 11 -
Q 3-1 3 Q 3-1 2 で示された「学習進度に配慮して出題範囲を設定する場合」の考え方は、資格・検定試験など、受検回が1回の測定ツールにもあてはまるのか。【民間事業者向け】	- 11 -
Q 3-1 4 測定ツールの一部に国数英の教科に属さない内容（以下「教科外の内容」）が含まれる場合、認定を受けることは可能か。【民間事業者向け】	- 12 -
4 . 結果提供に関する事	- 12 -
Q 4-1 結果提供先は学校か、それとも生徒個人か。【民間事業者向け】	- 12 -
Q 4-2 結果について、電子媒体で学校にメール送付する場合や専用 Web サイトから学校・生徒に直接ダウンロードしてもらう場合、紙媒体で返却しなくてもよいのか。【民間事業者向け】	- 12 -
Q 4-3 採点基準については非公表としてもよいのか。【民間事業者向け】	- 13 -
Q 4-4 進路指導等に活用できる判定基準等の結果を提供する測定ツールが認定を受けることは可能か。【民間事業者向け】	- 13 -
Q 4-5 認定ツールを選択する場合、診断結果のフィードバックについて学校への助言訪問や、診断結果に対する生徒・教職員・保護者からの質問への個別対応等のオプションを民間事業者に要求してもよいのか。【学校・教育委員会向け】	- 13 -
5 . 運営その他に関する事	- 13 -
Q 5-1 実施時期は文部科学省が定めるのか。それとも基礎診断として認定された測定ツールを提供する民間事業者が定めるのか。	- 13 -
Q 5-2 測定ツールが基礎診断として認定を受けた場合、どのような表示をすればよいのか（表示方法のルールなど）。【民間事業者向け】	- 13 -
Q 5-3 障害のある受検者への配慮の方法は具体的に示されるのか。【学校・教育委員会向け】	- 14 -
Q 5-4 英語の「聞く」「話す」技能について、聴覚に障害のある方については難しいと思われるが、その場合には他の受検者への結果資料と異なる資料となってもよいのか。【民間事業者向け】	- 14 -
Q 5-5 事前又は事後の学習教材、解答・解答方法等を解説する教材は必要か。また、オプション料金又はセット料金で提供しても差し支えないか。【民間事業者向け】	- 14 -
Q 5-6 個人受検はどういった場合を想定しているか。【民間事業者向け】	- 15 -
Q 5-7 文部科学省としては個人受検を可能とすべきと考えているのか。【民間事業者向け】	- 15 -
6 . 認定後の遵守事項	- 15 -
Q 6-1 2018年度に認定を受けた測定ツールについて、2018年度の事業概要を報告する必要があるのか。【民間事業者向け】	- 15 -

Q 6-2	どのような場合に変更の届出をする必要があるのか。一度認定された測定ツールについて、問題を変更する場合にその都度届出の必要があるのか。また、届出の期限はいつになるのか。【民間事業者向け】	- 15 -
Q 6-3	「受検した学校等の同意なく、試験等の結果の順位を示すなど生徒・学校・都道府県等の間で比較できるような情報を公表し、又は第三者に提供しないこと」とあるが、「学校等」の「等」には、受検者（生徒）、保護者は含まれるのか。	- 16 -
Q 6-4	「学校等の同意なく」ということは、同意があれば「公表」「提供」をしてよいのか。	- 16 -
Q 6-5	受検の有無に関する意思表示の他に、テスト情報の扱いに関する契約を結ぶ必要があるのか。【民間事業者向け】	- 16 -
Q 6-6	測定ツールの名称に「テスト」が入っているものは認定されないのか。【民間事業者向け】	- 16 -
7	審査	- 16 -
Q 7-1	審査はどのように行われるのか。	- 17 -
Q 7-2	「審査員」の名前は公表されるのか。また、審査は公開されるのか。	- 17 -
Q 7-3	審査結果はいつ、どのように民間事業者へ通知され、いつ頃公表されるのか。	- 17 -
Q 7-4	審査会の指摘事項に対応しないと認定が取り消されるのか。【民間事業者向け】	- 17 -
8	情報提供	- 17 -
Q 8-1	認定に向けて申請をした民間事業者の測定ツール名やその内容について、申請を受け付けた段階で公表されるのか。【学校・教育委員会向け】	- 17 -
Q 8-2	文部科学省からの情報提供先が「教育委員会等」とされているが、この「等」には私立学校や大学も含まれるのか。	- 18 -
9	活用方法	- 18 -
Q 9-1	診断結果を授業改善に活用するための具体的な方策はどのようなものが考えられるか。【学校・教育委員会向け】	- 18 -
Q 9-2	高等学校の魅力づくり、質の確保のための体制強化、学校支援のための教員人事配置や予算措置、教員研修等の取組について、基礎診断の結果が具体的にどのように活用できるのか。【学校・教育委員会向け】	- 18 -
Q 9-3	基礎診断の結果について、設置者へのデータ提供（受検校、成績、分析結果等）はなされるのか。また、どれくらい具体的なデータがどのような形式で提供されるのか。【学校・教育委員会向け】	- 19 -
Q 9-4	各教育委員会の活用の状況や活用方法についての情報を公開するのか。【学校・教育委員会向け】	- 19 -
Q 9-5	教育委員会等にはどのようなことが期待されているのか。【学校・教育委員会向け】	- 19 -
Q 9-6	基礎診断として認定された測定ツールを活用する場合、教科の種類や実施回数・時期等は学校で決めてよいのか。【学校・教育委員会向け】	- 20 -

Q 9-7 学校等が基礎診断として認定された測定ツールを単教科のみ選択・活用することは可能か。【学校・教育委員会向け】	20 -
Q 9-8 各校での基礎診断の実施時間の扱いはどのようなものか（教育課程外で実施するの か）。【学校・教育委員会向け】	20 -
Q 9-9 認定ツールを提供する民間事業者により実施日が定められ、教育課程外で実施せざるを得ない場合、試験の監督は誰が行うのか。教師が行うのであれば勤務や手当の扱い等の問題が生じる可能性があるのではないか。【学校・教育委員会向け】 ..	20 -
Q 9-10 「基礎診断の結果については、高等学校生徒指導要録における総合所見及び指導上参考となる諸事項として記録することが想定される」とあるが、その目的は何か。また、想定される記録内容はどのようなものか。【学校・教育委員会向け】 ..	21 -
Q 9-11 専門高校における専門教科についても学力保障が必要であり、これについては校長会が実施する検定等の活用を含め、各学校が学習状況を評価し、指導の工夫・充実をしていく必要があるのではないか。【学校・教育委員会向け】	21 -
10 . 受検料.....	21 -
Q 10-1 受検料はどのように設定されるのか。	21 -
Q 10-2 経済的に困難な事情にある生徒に対しては、受検料負担を軽減すべきでないか。国 においてはどのような経済的支援が実施されるのか。	22 -
Q 10-3 経済的に困難な事情にある生徒に対し、受検料負担を軽減する場合には、申請様式 1の「 受検料」にどのように記載すればよいのか。【民間事業者向け】	22 -
11 . 結果の副次的な利用.....	22 -
Q 11-1 基礎診断の結果の進学・就職等への活用の考え方はどのようなものか。	22 -
Q 11-2 調査書等に診断結果を記載するようになるのか。	23 -
12 . 様式等.....	23 -
Q 12-1 申請書の様式の行の追加・回答欄の大きさや文字サイズ・フォントの変更、アン ダーラインの追加を行ってもよいのか。【民間事業者向け】	23 -
Q 12-2 申請書様式1「 主な対象者」の欄には、学年を記載するのか。それとも学力層を 記載するのか。学年を記載する場合、特に英語の場合は能力差が大きいとため、小学 3年～高校3年といった広い範囲を対象者とすることは可能か。【民間事業者向 け】	24 -
Q 12-3 申請書様式4「測定しようとする資質・能力の具体的内容について」や申請書様式 5「サンプル問題について」については、出題内容を特定されないよう、ある程度 おおまかな記載となっても差し支えないか。【民間事業者向け】	24 -
Q 12-4 （様式5）のサンプル問題について、大問2題（英語の場合は、2～4題）を提出 することとなっているが、小問が10問程度ある大問であっても、全ての小問を提 出する必要があるのか。【民間事業者向け】	24 -
Q 12-5 （様式5）のサンプル問題について、共通必修科目から出題する必要があるか。 【民間事業者向け】	24 -

Q 12-6 複数教科セットの測定ツールを申請する場合、（様式２）において、全教科共通の取扱いとしている事項はどのように記載すればよいか。【民間事業者向け】 - 25 -

1. 趣旨・目的

Q1-1 現在高校現場で利用されている業者テストと比べて何が違うのか。「高校生のための学びの基礎診断」として認定された測定ツールを活用することのメリットは何か。

A

現在、民間事業者から提供されている試験等においても、同じような機能や役割を有しているものも見られますが、「高校生のための学びの基礎診断」(以下「基礎診断」)として認定された測定ツールの主な特長としては、

- ・受検者個人だけでなく、学校等へのフィードバックも重視し、学校におけるPDCAサイクルの取組の促進に資すること
- ・思考力・判断力・表現力等を丁寧に把握できる記述式問題の出題を必須としていることや、原則として英語4技能を測定すること
- ・学習指導要領に照らしてどのような資質・能力を測定するのかについて、出題の設計図に当たる「測定しようとする資質・能力の具体的内容」(申請書様式4「測定しようとする資質・能力の具体的内容について」参照)を民間事業者に明らかにしていただき、認定されたものについては当該情報を公表することを通じて、学校等が自らの実情に相応しい測定ツールを選択できること

などが挙げられます。こうした特長を活かした基礎診断として認定された測定ツールの活用が促進されることが期待されます。

Q1-2 基礎診断制度の創設により、高校教育はどのように変わるのか。

A

高大接続改革における高校教育改革は、高大接続システム改革会議「最終報告」(平成28年3月31日)で示されている通り、教育課程の見直し、指導方法の改善と教員の指導力向上、多面的な評価の推進の観点から進めるものです。

基礎診断制度の創設は、あくまで多面的な評価の推進の一部であり、このことのみで高校教育の質の確保・向上が実現するものではありませんが、高等学校において、多様な測定ツールを活用し、指導の工夫・充実に向けたPDCAサイクルの取組が進められるよう、総合的に取組を進めていきます。

Q1-3 基礎診断の利活用が促進されることにより、各学校の教育課程が画一化され、授業内容が基礎診断の対策となるのではないか。

A

基礎診断は、「義務教育段階の学習内容を含めた高校生に求められる基礎学力の確実な習得」と「それによる高校生の学習意欲の喚起」を図るため、高等学校における多様な学習成果を測定するツールの一つとして活用できるよう、文部科学省が一定の要件を示し、民間の試験等を認定する仕組みです。高等学校における多様な学習活動を念頭に、民間事業者等から高等学校の実態に応じて選択可能な多様な測定ツールが開発・提供され、その利活用が促進されることが期待されます。各高等学校や教育委員会等は、それぞれの判断により、教育目標や生徒の実態等を踏まえて適切な測定ツールを選択・活用するものであり、

基礎診断として認定された測定ツール以外の測定ツールを活用することを妨げるものではなく、授業内容が基礎診断対策となるようなことはありません。

Q1-4 「高校生のための学びの基礎診断」の受検は必須なのか。

A

「高校生のための学びの基礎診断」は、高校生に求められる基礎学力の確実な習得と学習意欲の喚起を図るため、高等学校における多様な学習成果を測定するツールの一つとして活用できるよう、文部科学省が一定の要件を示し、民間の試験等を認定する仕組みです。このため、「高校生のための学びの基礎診断」の認定を受けた測定ツールを活用するかどうかについては、各設置者及び学校の判断になります。なお、認定ツールを活用する場合には、教育目標や生徒の実態、審査委員会からの指摘事項、経済的負担などを考慮して御検討ください。また、本認定ツールを活用しない場合においても、高校教育の質の確保・向上の観点から、高校生に対して、基礎学力の定着や学習意欲の喚起を促すPDCAサイクルの構築・確立に向けた取組を進めていただくことが期待されます。

Q1-5 国としては、特に、どの学力レベルの学校に、この制度の焦点をあてたいと考えているのか。また、各学校において、どのように測定ツールを活用してほしいと考えているか。

A

高等学校については、進学率の高まりとともに、生徒の興味・関心、能力・適性等の多様化に対応して、教育内容の多様化が進められてきた一方で、学習意欲が低い者を含め、基礎学力が不足している者も見られ、また、大学入学者選抜機能の低下も進むなどの状況も重なり、全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力を確実に育み、生徒の学習意欲の喚起、学習改善を図ることが課題として認識されています。

このような背景の下、高大接続システム改革会議「最終報告」(平成28年3月31日)で提言された「高等学校基礎学力テスト(仮称)」については、有識者による検討・準備グループにおける検討や実践研究校の協力を得て実施された試行調査の成果等を踏まえ、平成29年7月13日に、名称も新たに「高校生のための学びの基礎診断」として実施方針が示されました。当該方針を踏まえ、「高校生のための学びの基礎診断」検討ワーキング・グループにおいて議論を重ね、平成30年3月6日に「『高校生のための学びの基礎診断』の認定基準・手続等について」(以下「検討WG取りまとめ」)が取りまとめられました。

「検討WG取りまとめ」においては、「各学校においては、生徒の実態等を踏まえて教育目標を設定し、その実現を目指して各教科・科目等を選択し、教育課程を編成する上で、生徒に身に付けさせたい学力の水準やその把握方法を設定することが望まれるが、これらを通して育成しようとする資質・能力を測定するのにふさわしい認定ツールを選択・活用することが重要である」ことや「高等学校における多様な学習状況や学習ニーズの多様化を踏まえ、高等学校の実態に応じて選択できるよう、個々の民間事業者等や基礎診断制度全体において、難易度が異なる複数レベルの問題セットをはじめとした多様な測定ツール

が開発・提供されることが望まれる」ことが示されています。

なお、測定ツールには、義務教育段階の学習内容の定着度合いを測定することを重視した「基本タイプ」、高等学校段階の共通必修科目の学習内容の定着度合いを測定することを重視した「標準タイプ」の2つのタイプを設定しています。

Q1-6 教育再生実行会議第四次提言で導入が提言されたのは、高校生の共通的な学習の達成度を把握するものではなかったか。多様な民間の試験等から学校が選択する方式で共通的な学習の達成度を測ることができるのか。

A

高校教育の質の確保・向上については、教育再生実行会議第四次提言を受け、中央教育審議会、高大接続システム改革会議での議論、検討を重ねてきました。

こうした検討を経て、高大接続システム改革会議「最終報告」では、「各学校がそれぞれの実情を踏まえて目標を設定し、取組が進められるよう」、同一問題・一斉実施の方式ではなく、複数レベルの問題から学校が選んで受検すること、学校行事等を考慮しながら実施時期を柔軟に設定できる仕組みとすること等を提言としていただいたところです。

こうした提言を受け、高等学校の多様性に対応した効率的な実施体制を実現するための方策として、基礎学力の定着度合いを測定する多様な民間の試験等を認定する基礎診断の制度を創設したものです。

多様な民間の試験等を認定するに当たっては、学習指導要領を踏まえた出題や思考力・判断力・表現力等を問うための記述式問題の出題など、最低限必要となる共通性の確保の観点から認定基準を設定し、これに適合しているかどうか専門家による審査会において審査することとしています。

基礎診断制度は、3年経過後の見直しなど、運用開始後も随時発展的に改善していくものであり、共通尺度による評価なども将来的な検討課題と認識しています。まずは本制度を着実に定着させつつ、より高校教育の質の確保・向上に資する仕組みとなるよう、継続的に検討を進めていきます。

Q1-7 文部科学省は受検者全体の点数やスコアを公表するのか。

A

基礎診断は結果を受検者個人や学校等にフィードバックすることにより、学校におけるPDCAサイクルの取組の促進に資することを目的としておりますので、試験等の結果の順位を示すなど生徒・学校・都道府県等の間で比較できるような情報を公表する予定はありません。

Q1-8 「主体的・対話的で深い学び」との関係はどのようなものか。

A

「主体的・対話的で深い学び」は、学習を質的に改善するための授業改善の視点であり、基礎診断は、高校生に求められる基礎学力の定着度合いを把握し、学習改善・指導改善、高等学校のPDCAサイクルの構築を促進するための制度です。高等学校においては、「主体

的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を行う際に、基礎診断の結果を踏まえることも期待されます。

Q1-9 基礎診断は生徒の学習意欲の喚起や自己肯定感の向上に役立つのか。

A

基礎診断の認定を受けた測定ツールの活用により、生徒が診断結果から自らの強みと弱みを理解し、効果的に学習に取り組むことが可能となるとともに、学習の成果や達成感を実感することで、自己肯定感・自己有用感を高めたり、教師による指導と相まって、学習への動機づけとして活用したりすることが想定されます。

各民間事業者には、創意工夫の下、これらの機能・役割を十分に果たし、多くの高等学校や教育委員会等から選ばれる測定ツールの開発・提供に取り組んでいただくことが期待されます。

Q1-10 高等学校卒業程度認定試験との関係はどのようなものか。

A

高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」）は、様々な理由で、高等学校を卒業できなかった者等を対象として、学習成果を適切に評価し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するための試験です。

一方で、基礎診断は、基本的に高等学校に在学する生徒を対象として、校長の卒業認定権限を前提とした上で、義務教育段階の内容も含め、高校生に求められる基礎学力の定着度を把握することを目的として設けるものであり、主な対象者や目的が異なります。

また、国語・数学・英語の出題範囲などに一定の共通性はありますが、高卒認定試験は、実施主体が民間事業者ではなく国であることなどが基礎診断とは異なります。

Q1-11 英語について、大学入学共通テストで民間の検定試験を活用することとの関係はどのようなものか。

A

基礎診断については、あくまで、基礎学力の確実な習得と学習意欲の喚起に向けて、指導の工夫・充実のためのツールとして用いることを目的としたものであり、高等学校における基礎学力の定着に向けたPDCAサイクルの構築の観点からの基準を設定し、これに照らして民間の試験等を認定するものです。

一方、大学入学共通テスト（以下「共通テスト」）については、各大学が入学選抜における評価材料の一部として利用できるように、英語の民間の資格・検定試験の成績を活用しようというものであり、両者は活用目的や認定基準・参加要件等が異なるものです。

ただし、共通テストにおける「大学入試英語成績提供システム」に参加する資格・検定試験についても、基礎診断の認定基準に適合すると認められれば認定を受ける可能性はあります。

Q1-12 今後のスケジュールはどのようなになるのか。

A

平成30年12月26日に認定した測定ツールを民間事業者等に個別に通知するとともに、申請内容の情報を一覧にして文部科学省ホームページ（URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1393878.htm）で公表しています。学校や教育委員会等において、当該情報を参考とし、選択・利活用について検討を行い、平成31年度から各高等学校等において本格的に利活用いただくことを想定しています。平成31年度以降の認定申請については、基本的には認定を受ける年度の4月1日より申請受付開始、6月末申請締切、7～9月頃審査、10～11月頃審査結果の通知というスケジュールで実施する予定です。なお、平成30年度の認定に当たって「指摘事項」が付された測定ツールについては、審査委員会において改善状況についてのフォローアップを行い、必要に応じて結果を公表しつつ、さらなる改善を促していくこととしています。

さらに、運用開始から3年経過後を目途に文部科学省において実施状況について検証を行い、その結果に基づき、2022年度から実施される予定の次期高等学校学習指導要領への対応等の必要な措置を講じることとしています。

Q1-13 認定の際に「指摘事項」が付されている測定ツールがあるが、改善等のフォローアップは今後、どのように行うのか。

A

今回の認定に当たって「指摘事項」が付された測定ツールについては、審査委員会において改善状況についてのフォローアップを行い、必要に応じて結果を公表しつつ、さらなる改善を促していくこととしています。さらに、文部科学省では、有識者によるワーキンググループを設置し、次期認定基準等の改訂に向けた検討を開始して、取りまとめた内容については順次公表する予定です。

Q1-14 実施状況のフォローアップ・検証はいつからどのように行うのか。

A

基礎診断制度については、運用開始から3年経過後を目途に文部科学省において実施状況について検証を行い、その結果に基づき2022年度の入学生から実施される予定の次期高等学校学習指導要領への対応等の必要な措置を講じることとしています。明確な時期や具体的な検証方法は未定ですが、実施状況の検証の一環として、各教育委員会等における活用方針や支援策など関与の状況や活用状況を含めた調査、その結果の分析・公表などを考えています。

Q1-15 平成30年3月に学習指導要領が改訂されたが、今回の認定との関係はどうなっているか。

A

今回の認定基準は、制度を早期かつ円滑に導入するための審査基準であり、現行学習指

導要領の下で審査・認定を行っています。このため、各事業者には、平成31年4月から新学習指導要領への移行期間が開始することを踏まえ、その対応に向けて早期に検討を開始するよう促しています。

Q1-16 2022年度から実施される予定の次期高等学校学習指導要領への対応方針はいつ頃示されるのか。

A

基礎診断制度については、運用開始から3年経過後を目途に文部科学省において実施状況について検証を行い、その結果に基づき、2022年度から実施される予定の次期高等学校学習指導要領への対応等の必要な措置を講じることとしています。

対応方針をお示しする明確な時期は未定ですが、民間事業者が次期高等学校学習指導要領に対応した測定ツールを開発・申請する際に支障が生じないように、できる限り早期に対応方針を示せるよう努めたいと考えています。

2. 枠組み概要

Q2-1 申請にあたって日本での法人格は必要か。【民間事業者向け】

A

必要ありません。

Q2-2 複数の民間事業者で協力体制を構築して申請することは可能か。例えば、問題作成を担当する事業者と成績処理を担当する事業者の2つの事業者が協力して実施する場合、共同体として審査の対象になるのか。【民間事業者向け】

A

一つの測定ツールについて複数の民間事業者が共同して申請することは可能です。申請に当たっては、測定ツールを提供するに当たって責任を持つ者が申請することになりますので、複数の民間事業者による協力の在り方は様々であると思われますが、例えば、代表機関が申請することや連名で申請することなどが考えられます。なお、いずれにおいても、連絡調整をするための窓口となる事務担当者を登録いただくことは必要です（申請書様式1参照）。

Q2-3 地方公共団体が施策として実施する学力調査も基礎診断として認定されることはあるのか。【学校・教育委員会向け】

A

基礎診断は、高等学校段階における生徒の基礎学力の定着度合いを測定する“民間の”試験等を文部科学省が一定の要件に適合するものとして認定する仕組みであるため、実施主体が地方公共団体であるものは対象としていません。

Q 2-4 単教科の測定ツールが認定されることはあり得るか。【民間事業者向け】

A

国語、数学又は英語の単教科の測定ツールも基礎診断の認定の対象となります。

Q 2-5 複数教科セットの測定ツールについて、教科別に認定を受けることが可能か。

(例：国数英の3教科セットの測定ツールで国数の2教科のみ認定)【民間事業者向け】

A

可能です。

Q 2-6 資格・検定試験等の場合、級別に認定を受けることとなるのか。複数の級をまとめて1件として認定を受けることは可能か。【民間事業者向け】

A

測定ツール単位で認定することを基本としているため、級が異なる資格・検定試験等の場合は、それぞれを1件として申請いただくことになります。

Q 2-7 既存の測定ツールが認定されることはあり得るか。【民間事業者向け】

A

認定基準に適合するものであれば、既存の測定ツールについても認定の対象となります。

Q 2-8 既存の測定ツールが「認定基準」に適合していなくても適合するよう改良すれば認定されるのか。【民間事業者向け】

A

これまでの実績の有無に関わらず、既存の測定ツールを改良したものが認定基準に適合するものであれば、認定を受けることができます。

Q 2-9 認定申請の対象となる測定ツールは、平成30年度の採用実績がなければ認定されないのか。平成31年度に新規に実施する場合は認定されないのか。【民間事業者向け】

A

新規に開発・提供する測定ツールであって、申請時点で未実施のものについては、受検申込み開始予定時期及び実施開始予定時期を明らかにした上で申請いただき(申請書様式1「実施期間、年間実施回数」参照)認定基準に適合するものであれば、それまでの実績の有無に関わらず、認定の対象となります。

なお、認定基準には、例えば難易度設定の考え方・方法、問題の質を確保するための方法、採点の方法と体制(申請書様式2「.(3)難易度設定の考え方・方法」,「.(1)問題の質を確保するための方法」,「.(3)採点の方法と体制」参照)など民間事業者において十分な準備を要する事項が含まれますので、御注意ください。

Q 2-10 平成 30 年度にどの程度の申請があり、どの程度認定したのか。

A 平成 30 年度には、9 事業者から 27 認定ツールの申請がありました。申請一覧については以下の URL を参照してください。なお、その後、1 事業者 2 測定ツールの申請取り下げがありました。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/__icsFiles/afieldfile/2018/07/13/1407137_1_1.pdf

審査の結果、9 事業者の 25 測定ツールを認定いたしました。認定した測定ツール一覧については以下の URL を参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/__icsFiles/afieldfile/2018/12/26/1411945_001.pdf

なお、令和元年度の申請はありませんでした。

Q 2-11 高等学校における利用見込みはどのくらいか。

A 令和元年 5 月末日現在における測定ツールの利用見込みについてアンケート調査（任意回答）を実施しております。調査結果については以下の URL を参照してください。

https://www.mext.go.jp/content/20191216_mxtkougou02_000003169_1.pdf

3 . 出題に関すること

Q 3-1 学習指導要領全体をカバーしないといけないのか。例えば、国語については、「古典を含まない」場合は問題ないか。【民間事業者向け】

A

認定基準にある「学習指導要領を踏まえた出題の基本方針を定め」るに当たっては、必ずしも学習指導要領に示す内容の全てを網羅する必要はありません。学習指導要領に示す内容のうち、どの領域や事項に対応して問題を設計するかは、それぞれの測定ツールの目的や主な対象者によって異なることから、測定ツール毎に、申請書において学習指導要領を踏まえた出題の基本方針（申請書様式 2「.(1) 出題の基本方針」参照）や、出題の設計図に当たる「測定しようとする資質・能力の具体的内容」（申請書様式 4「測定しようとする資質・能力の具体的内容について」参照）を明らかにしていただき、認定されたものについては当該情報を公表することを通じて、学校等が自らの実情に相応しい測定ツールを選択できるようにしていきます。

Q 3-2 主要 3 教科のみではなく、今後は、他の必修教科科目や専門学科の各教科も対象と

することはありうるのか。

A

「高大接続システム改革会議(最終報告)」では、「多様な学習成果を測定するツールを充実する観点から、校長会等が実施する農業、工業、商業等の検定試験の活用促進や各種民間検定の普及促進を図るとともに、(中略)生徒の基礎学力の定着度合いを把握する仕組みとして、「高等学校基礎学力テスト(仮称)」を導入する。」とされ、「検討WG取りまとめ」では、「将来的には、地理歴史、公民、理科その他の教科にも対象を広げていくことが望まれる」とされています。今後、運用開始後の実施状況を踏まえつつ、他の必修科目や専門学科の各教科を含め、対象教科の在り方についても検討していくこととしています。

Q 3-3 難易度はどうなるのか。

A

基礎診断は、多様な民間の試験等について、認定基準に照らして認定する仕組みであるため、「測定しようとする資質・能力の具体的な内容」や「難易度」が異なる多様な測定ツールが認定されると考えています。その上で、大まかな区分としては、高等学校の共通必修科目の内容を重視した標準タイプと、主に義務教育段階の内容を重視した基本タイプの2つの区分を設けた上で、その中で更に学校や生徒の実情に合った適切なものを吟味・選択できるように、それぞれの測定ツールの情報開示を行っていきます。

Q 3-4 同じタイプ(基本タイプ、標準タイプ)で業者の異なる測定ツールの難易度等は共通性が保たれているのか。統一の指標を作成しないのか。

A

異なる事業者の測定ツール間の難易度比較や共通尺度による評価については、運用開始時点では制度的に確保されていません。基礎診断制度は、3年経過後の見直しなど、運用開始後も随時発展的に改善していくものであり、これらの点は将来的な検討課題として、より高校教育の質の確保・向上に資する仕組みとなるよう、継続的に検討を進めていきます。

Q 3-5 主として思考力・判断力・表現力等を問う問題とはどのようなものか。

A

主として思考力・判断力・表現力等を問う問題とは、何を理解しているか、何ができるか(知識・技能)を踏まえて、理解していること・できることをどう使うかという点に焦点を当てた問題のことを意味しています。中央教育審議会答申(平成28年12月21日)では、以下のような思考・判断・表現を行うことができることが重要であるとしています。

- ・新たな情報と既存の知識を適切に組み合わせて、それらを活用しながら問題を解決したり、考えを形成したり、新たな価値を創造していくために必要となる思考
- ・必要な情報を選択し、解決の方向性や方法を比較・選択し、結論を決定していくために必要な判断や意思決定
- ・伝える相手や状況に応じた表現

次項で触れる「一定数の文字や数式等を記述させる記述式問題」も、主として思考力・判

断力・表現力等を問う問題の一つの形式として有効なものと考えています。

Q 3-6 「一定数の文字や数式等を記述させる記述式問題」とは、単語を記述させるような問題も含まれるのか。

A

「記述式」問題とは、自ら解答を考え、文又は文章で解答するもの（一つに限定される正答を書くのではなく、複数の選択肢や考え方、答え方があるものなどについて、自分の考えを明確に書くものを含む。）と整理しています。一方、解答にあまり幅の出ない語句や短い文、数値、式などで解答するものは、「短答式」問題として整理しています（申請書様式 2「 ．（2） 出題形式」記載要領参照）。このような「短答式」問題や、単なる「選択式」問題のみで構成される測定ツールは、認定の対象とはなりません。

Q 3-7 英語 4 技能測定の認定基準の考え方はどのようなものか。

A

現在の民間の試験等を見ると、英語単独の測定ツール（資格・検定試験等）と国語・数学・英語の 3 教科セットの測定ツールとで英語の技能測定の機能に差があり、3 教科セットの測定ツールでは、特に「話す」技能測定の機能が具備されていない状況です。

このため、基礎診断の認定基準では、「聞く」「読む」「話す」「書く」の英語 4 技能測定を原則としつつ、経過措置として、3 教科セットの測定ツールに限り、2022 年度から実施される次期高等学校学習指導要領に移行する前の 2021 年度までの間は、「話す」技能の測定までは必須としないが、「話す」技能を測定しない場合は、「話す」技能の測定に代えて、問題・解答例・採点基準を提供することとしても差し支えないこととしています。

Q 3-8 英語の「話す」技能の測定において、「音読」や「復唱」などを音声判定で行うようなものであっても要件を満たすこととなるのか。【民間事業者向け】

A

英語の「話す」技能測定については、大綱的な要件となっており、例えば、「発表」と「やりとり」の二つの領域を網羅することなども求めています。したがって、音読、復唱も含め、どのような問題構成とするかは、それぞれの測定ツールの目的・主な対象者などによって異なるものと考えていますが、「測定」する以上は採点の信頼性や公平性なども含め、安定的な結果提供がなされることが必要です。

Q 3-9 年度ごとに新しい問題を用意する必要があるか。【民間事業者向け】

A

一つの測定ツールにおいて、各回を通じて同一の問題が含まれていても構いません。ただし、特に問題セット全体が各回を通じて同一である場合などは、申請書に記載（申請書様式 1「 申請する測定ツールの特長・活用例等」、申請書様式 2「 ．出題に関すること（5）その他特長」を参照）することを通じて、その旨があらかじめ適切に開示されている必要があると考えています。

Q 3-10 共通問題（年度・回をまたいだ同一問題の出題）の出題は必須か。【民間事業者向け】

A

一つの測定ツールにおいて、各回を通じた同一の問題を出題しなければならないものではありません。

Q 3-11 基本タイプについては、共通必修科目からの出題を設定しなくてもよいか。
【民間事業者向け】

A

基本タイプであっても、基本的には、共通必修科目からの出題を含むことが必要です。
ただし、同一の測定ツール名の基本タイプと標準タイプの両方を申請する場合（ ）に限り、基本タイプには、共通必修科目からの出題を含めず、義務教育段階（中学校卒業程度）のみから出題しても差し支えありません。

級別の資格・検定試験等であって、ある級は義務教育段階の内容のみで構成され（基本タイプ）、別の級は共通必修科目中心の内容で構成される場合（標準タイプ）を想定。

資格・検定試験では、一つの学校・学年・学級でも、生徒によって受検する級を選択する場合があります。ある生徒は基礎診断の認定を受けた測定ツールを受検し、ある生徒は基礎診断の認定を受けていない測定ツールを受検するといった事態を避けるためです。

このような趣旨から、審査の結果、標準タイプが認定されない場合には、基本タイプも認定を受けることはできません。

なお、基本タイプと標準タイプの双方が認定された場合でも、各学校や生徒等が、いずれか一方のみを受検することは可能です。

Q 3-12 認定基準には、「学習進度に配慮して出題範囲を設定する場合において、受検時期に応じて共通必修科目からの出題を少なく設定し、又は義務教育段階の内容を含まない設定とすることは、差し支えない。」とあるが、学習進度によって各回の出題範囲が異なる一連の測定ツール（以下「シリーズもの」）であって、高校1年生の4月や高校3年生の受検回があるものについても、全ての回で共通必修科目から出題しないといけないのか。【民間事業者向け】

A

シリーズものについては、学習進度に配慮して、高校1年生の4月の受検回などにおいて共通必修科目から出題しない（義務教育段階のみ出題する）ことや、高校3年生の受検回などにおいて義務教育段階から出題しないことは差し支えないこととしております。ただし、シリーズものであっても、全ての回を総合して「共通必修科目を中心に出题すること」、「義務教育段階の内容を含むことを明らかにしていること」という原則を満たす必要があります。

Q 3-13 Q 3-12 で示された「学習進度に配慮して出題範囲を設定する場合」の考え方

は、資格・検定試験など、受検回が1回の測定ツールにもあてはまるのか。【民間事業者向け】

A

認定基準における「学習進度に配慮して出題範囲を設定する」測定ツールとは、シリーズもののみ該当します。なお、受検回が1回の測定ツール（基本タイプ）に関する扱いについては、Q3-11をご参照ください。

<参考>

	基本タイプ	標準タイプ
学習進度によって各回の出題範囲が異なる一連の測定ツール	Q3 - 12 参照	Q3 - 12 参照
受検回が1回の測定ツール	Q3 - 11 参照	Q3 - 13 参照

Q3-14 測定ツールの一部に国数英の教科に属さない内容（以下「教科外の内容」）が含まれる場合、認定を受けることは可能か。【民間事業者向け】

A

測定ツールの一部に教科外の内容が含まれる場合であっても、認定を受けることは可能ですが、申請書様式の記載や認定後の広報にあたっては、当該測定ツールの認定対象となる部分又は認定の対象外となる部分がわかるよう、明示いただく必要があります。また、教科外の内容が測定ツール全体の一部にとどまる場合に限られます。

4．結果提供に関すること

Q4-1 結果提供先は学校か、それとも生徒個人か。【民間事業者向け】

A

基礎診断の結果は、生徒自身の学習改善、教師による指導の工夫・充実、学校における成績評価の材料の一つなどに活用されることを基本としていますので、結果提供の方法・形式は問いませんが、何らかの形で生徒及び学校等に結果を提供いただく必要があります。

Q4-2 結果について、電子媒体で学校にメール送付する場合や専用 Web サイトから学校・生徒に直接ダウンロードしてもらう場合、紙媒体で返却しなくてもよいのか。【民間事業者向け】

A

前項で回答したとおり、結果提供の方法・形式は問いませんので、紙媒体で返却いただく

なければならないものではありませんが、何らかの形で生徒及び学校等に結果を提供いただく必要があります。

Q 4-3 採点基準については非公表としてもよいか。【民間事業者向け】

A

採点基準の公表は必須ではありませんが、生徒自身の学習改善、教師による指導の工夫・充実に活かせる観点からは、結果提供の内容として、正答・正答例のみならず、採点基準も提供されることが望ましいと考えます。

なお、3教科セットの測定ツールにおける英語の「話す」技能の扱いについては、Q 3 - 7 で述べたとおりです。

Q 4-4 進路指導等に活用できる判定基準等の結果を提供する測定ツールが認定を受けることは可能か。【民間事業者向け】

A

「学習の成果や課題が確認でき、事後の学習改善や教師による指導の工夫・充実に資する結果提供がなされることを明らかにしている」ことをはじめとして、認定基準に適合することが確認できれば、進路指導に活用できる判定基準等の結果提供の有無によらず、認定を受けることは可能です。

Q 4-5 認定ツールを選択する場合、診断結果のフィードバックについて学校への助言訪問や、診断結果に対する生徒・教職員・保護者からの質問への個別対応等のオプションを民間事業者に要求してもよいか。【学校・教育委員会向け】

A

基礎診断として認定された各測定ツールのオプションについて、開示されている情報のみで不明な点がある場合には、当該測定ツールを提供する民間事業者に御確認の上、御相談ください。

5．運営その他に関すること

Q 5-1 実施時期は文部科学省が定めるのか。それとも基礎診断として認定された測定ツールを提供する民間事業者が定めるのか。

A

実施時期は、基礎診断として認定された各測定ツールを提供する民間事業者が設定し、測定ツールによっては、民間事業者が特定の実施日などを定める場合もあります。なお、文部科学省が実施時期を定めることはありません。

Q 5-2 測定ツールが基礎診断として認定を受けた場合、どのような表示をすればよいか

(表示方法のルールなど)【民間事業者向け】

A

基礎診断に認定された測定ツールであることが分かるような表示が可能です(例:「文部科学省『高校生のための学びの基礎診断』認定○○アセスメント」など)。ただし、複数教科セットの測定ツールであって、一部の教科のみ認定を受けている場合には、どの教科が認定を受けているのかわかるような表示とする必要があります。また、認定の有効期間がありますので、恒久的に認定を受けていると誤解されないような記載の配慮もお願いします。

Q 5-3 障害のある受検者への配慮の方法は具体的に示されるのか。【学校・教育委員会向け】

A

申請書様式2の「 . 情報開示に関すること (1) 障害のある受検者等への配慮」に受検者への配慮について記載いただきます。学校等の選択に資するようできる限り具体的に記載いただきたいと思います。

Q 5-4 英語の「聞く」「話す」技能について、聴覚に障害のある方については難しいと思われるが、その場合には他の受検者への結果資料と異なる資料となってもよいのか。
【民間事業者向け】

A

生徒全員が完全に同一の結果提供を受けることは認定の要件とはなっていませんが、そのような取扱いについては、申請書に記載(申請書様式2「 . 情報開示に関すること (1) 障害のある受検者等への配慮」参照)することを通じて、あらかじめ適切に開示されている必要があると考えています。

Q 5-5 事前又は事後の学習教材、解答・解答方法等を解説する教材は必要か。また、オプション料金又はセット料金で提供しても差し支えないか。【民間事業者向け】

A

事前又は事後の学習教材や解答・解答方法等を解説する教材の提供は必須ではありませんが、「学習の成果や課題が確認でき、事後の学習改善や教師による指導の工夫・充実に資する結果提供がなされることを明らかにしていること」が求められます。なお、これらの教材の提供の有無については、学習改善や教師による指導の工夫・充実に対する効果と受検料への影響等とのバランスを考慮しつつ、測定ツールを開発・提供する民間事業者において最終的に御判断いただくものと考えています。また、通常受検料で測定ツールを提供することに加え、オプション料金又はセット料金で事前又は事後の学習教材等を提供することは妨げられませんが、受検を申込み学校等に必要な説明・情報提供が行われることが重要です。

Q 5-6 個人受検はどういった場合を想定しているか。【民間事業者向け】

A

学校(学年・学級)単位ではなく、生徒個人単位で受検を申し込み、学校外で実施する場合などを想定しています。

Q 5-7 文部科学省としては個人受検を可能とすべきと考えているのか。【民間事業者向け】

A

様々な生徒が受検機会を得られるよう、個人受検が可能であることが望ましいと考えています。

6 . 認定後の遵守事項

Q 6-1 2018年度に認定を受けた測定ツールについて、2018年度の事業概要を報告する必要があるのか。【民間事業者向け】

A

認定後の遵守事項として、認定を受けた次年度以降毎年度の事業概要を報告することとしていますので、2018年度に認定を受けた測定ツールについては、2019年度事業概要報告書(実施期間:2019年4月1日~2020年3月31日)を2020年6月末までに提出する必要があります。2020年度事業概要報告書、2021年度事業概要報告書も同様です。なお、2018年度事業概要報告書を提出する必要はありませんが、2018年度の実施校数・受検者数に係る内容については、参考として2019年度事業概要報告書に記載する必要があります。

Q 6-2 どのような場合に変更の届出をする必要があるのか。一度認定された測定ツールについて、問題を変更する場合にその都度届出の必要があるのか。また、届出の期限はいつになるのか。【民間事業者向け】

A

原則として申請書に記載いただいた内容に変更がある場合には変更の届出を提出する必要があります。軽微なものや判断を迷うものがありましたら、個別に御相談ください。なお、基礎診断として認定された測定ツールの出題の設計図に当たる「測定しようとする資質・能力の具体的内容」(申請書様式4「測定しようとする資質・能力の具体的内容について」参照)に変更がある場合には届出を提出する必要がありますが、実際に出題する問題に変更がある場合に届け出る必要はありません。届出は随時受け付けていますが、特に測定ツールの大幅な改良を予定していたり、申請内容の記載が大きく変わったりするような場合には、必要に応じて審査会に付す必要がありますので、変更後の測定ツールの実施開始時期までに十分な余裕を持って御相談ください。

Q 6-3 「受検した学校等の同意なく、試験等の結果の順位を示すなど生徒・学校・都道府県等の間で比較できるような情報を公表し、又は第三者に提供しないこと」とあるが、「学校等」の「等」には、受検者（生徒）、保護者は含まれるのか。

A

受検結果の公表又は第三者への情報提供を推奨する趣旨ではありませんが、仮にこれらについて検討する場合には、同意するか否かについては、学校（学年・学級等も含む。）単位で受検する場合には、各学校において最終的に判断するものであると考えています（判断する過程で、各学校において生徒・保護者に対して説明を行うことや同意を得る必要があると考えています。）。また、設置者が主体となって実施する場合にも、前述同様、生徒・保護者の同意を得たうえでの各学校における判断を踏まえ、各設置者において最終的に判断するものであると考えています。

加えて、個人で受検する場合には、受検者が最終的に判断するものと考えています。

なお、当然のことながら、民間事業者等に対しては、関係法令に抵触しないよう、受検者の個人情報の保護を図ることが求められます。

Q 6-4 「学校等の同意なく」ということは、同意があれば「公表」「提供」をしてよいのか。

A

学校等の同意がある場合には受検結果の公表又は第三者への情報提供を妨げるものではありません。

Q 6-5 受検の有無に関する意思表示の他に、テスト情報の扱いに関する契約を結ぶ必要があるのか。【民間事業者向け】

A

形式は限定していませんが、個人情報保護の観点から、関係法令に抵触しないよう、受検者の個人情報の保護を図る必要があります。

Q 6-6 測定ツールの名称に「テスト」が入っているものは認定されないのか。【民間事業者向け】

A

名称に「テスト」が入っていることのみをもって認定されないというものではありませんが、測定ツールの名称は、「高等学校基礎学力テスト（仮称）」ではなく「高校生のための学びの基礎診断」とすることとなった基礎診断の趣旨・目的を踏まえたものとする必要があります。

7．審査

Q 7-1 審査はどのように行われるのか。

A

毎年度7月から9月頃にかけて、測定ツールごとに各種専門家等の審査員により行われる分担審査と測定ツール全てを対象とした審査員全員及びその他の有識者で構成される審査会による全体審査の2段階のプロセスを経て、認定又は不認定の決定及び認定する場合における懸念点等の指摘事項の決定を行います。(詳細は「検討WG 取りまとめ」P.4の 5 . 参照)

Q 7-2 「審査員」の名前は公表されるのか。また、審査は公開されるのか。

A

審査員の氏名は公正かつ中立的な審査に著しい支障を及ぼすおそれが無くなった後、速やかに公開します。

審査は非公開とします。ただし、審査結果が取りまとまった後、原則として、議事要旨や審査において配布した資料を公開します。

Q 7-3 審査結果はいつ、どのように民間事業者へ通知され、いつ頃公表されるのか。

A

審査結果(認定又は不認定の旨、認定の場合における指摘事項、不認定の場合における不認定理由)は、10月～11月頃に、申請を行った民間事業者に対して、個別に通知するとともに、認定された測定ツールについては申請内容の情報を一覧にして文部科学省ホームページで公表する予定です。(詳細は「検討WG 取りまとめ」P.5の5 . (3) 参照)

Q 7-4 審査会の指摘事項に対応しないと認定が取り消されるのか。【民間事業者向け】

A

審査会の指摘事項は、測定ツールを認定する前提で、申請内容に関する懸念事項や更なる改善が望まれる事項等がある場合に付されるものです。したがって、一旦認定を受けた測定ツールについては、その有効期間が過ぎるまでは、指摘事項に対応していないことのみを理由に認定を取り消されることはありません。他方、認定を受けた測定ツールについては、毎年度(認定を受けた年度は除く。)終了後6月末までに提出いただく事業概要報告の中で、指摘事項を踏まえた改良方針について可能な限り具体的に記載いただくこととなります(様式6「(3) 今後の改良の方向性」参照)。

8 . 情報提供

Q 8-1 認定に向けて申請をした民間事業者の測定ツール名やその内容について、申請を

受け付けた段階で公表されるのか。【学校・教育委員会向け】

A

毎年度6月末までに申請を受け付けた測定ツールについては、その段階で申請書様式1の内容を中心とした基本情報（事業者名、測定ツール名、主な対象者、対象教科、基本タイプ／標準タイプの別、測定ツールの目的・概要、特長・活用例等、実施方式、試験時間、受検料、標準返却期間など）を公表する予定です。

Q 8-2 文部科学省からの情報提供先が「教育委員会等」とされているが、この「等」には私立学校や大学も含まれるのか。

A

認定した測定ツールの情報については、主な利用先である国公私立の高等学校を所管・所轄・設置する都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、都道府県知事部局、附属学校を置く国立大学法人等を通じてそれぞれ管下の学校に情報提供するとともに、広く文部科学省ホームページでも公表する予定です。

9．活用方法

Q 9-1 診断結果を授業改善に活用するための具体的な方策はどのようなものが考えられるか。【学校・教育委員会向け】

A

診断結果から生徒一人一人のつまずき箇所を分析し、弱点克服に向けて個別に学習指導や支援を行うために活用したり、学年・学級全体の傾向を分析することにより、多くの生徒がつまずいているところを重点的に指導したり、授業の構成を工夫したりするなどの授業改善を図ることが考えられます。

Q 9-2 高等学校の魅力づくり、質の確保のための体制強化、学校支援のための教員人事配置や予算措置、教員研修等の取組について、基礎診断の結果が具体的にどのように活用できるのか。【学校・教育委員会向け】

A

基礎診断の活用により、認定を受けた各測定ツールの出題の設計図に当たる「測定しようとする資質・能力の具体的内容」（申請書様式4「測定しようとする資質・能力の具体的内容について」参照）の情報を基に、自らの学校で生徒に身に付けさせたい学力の水準や学校の教育目標を設定したり、見直したりすることにつなげることができると考えられます。

基礎診断の結果については、基礎学力定着に向けた基本方針等を企画・立案したり、基礎学力向上に取り組む重点校の指定、少人数・習熟度別授業のための加配や補習指導員の配置などの判断材料の一つとして活用することが考えられます。

また、特に英語の「話す」技能の評価については、教師にとって採点の観点などを習熟する機会として、「話す」技能測定機能が具備された測定ツールを利用する場合には、提供さ

れた測定結果と教師自らが採点した結果を比較するなどして採点能力向上のための研修として活用したり、「話す」技能測定機能が具備されていない測定ツールを利用する場合にも、提供される問題、解答例、採点基準等を事前に習熟して各学校でスピーキングテストを実施することで、パフォーマンス評価の研修として活用したりすることが考えられます。

Q 9-3 基礎診断の結果について、設置者へのデータ提供（受検校、成績、分析結果等）はなされるのか。また、どれくらい具体的なデータがどのような形式で提供されるのか。【学校・教育委員会向け】

A

基礎診断は学校での実施（学校（教室）を会場として、教師が試験監督や問題配布・回収を行うこと）を基本としており、教育委員会等の設置者がどの程度関与するかは基礎診断の活用方針などの設置者の判断によって異なるものと考えています。

このため、例えば、基礎診断を活用するかどうか、どの測定ツールを活用するか、いつ実施するか、どのように活用のかなどを各学校の判断に委ねるといったケースも考えられることから、一律に診断結果を設置者にフィードバックすることまでは要件としていません。

他方で、どの測定ツールを活用するかといった基礎診断の活用に関する取扱いを定めるなど、設置者として一定の関与をする際には、その関与の態様・度合いにもよりますが、基礎診断の受検申込みに当たり、設置者として直接又は間接に事業者と相談して、生徒や学校だけでなく設置者に対してもフィードバックを求めることも十分考えられます。申請書にも、設置者への情報提供に係る対応を記載いただくことにしており（申請書様式2「（2）学校等への結果提供内容・方法」及び「（6）その他」参照）認定された測定ツールの情報提供・公表に当たっても、それぞれの測定ツールが提供する設置者へのフィードバック内容を閲覧・確認できるようにしていきます。

Q 9-4 各教育委員会の活用の状況や活用方法についての情報を公開するのか。【学校・教育委員会向け】

A

基礎診断制度については、運用開始から3年経過後を目途に文部科学省において実施状況について検証を行い、その結果に基づき2022年度から実施される予定の次期高等学校学習指導要領への対応等の必要な措置を講じることとしています。明確な時期や具体的な検証方法は未定ですが、実施状況の検証の一環として、各教育委員会等における活用方針や支援策など関与の状況や活用状況を含めた調査、その結果の分析・公表などを考えています。

Q 9-5 教育委員会等にはどのようなことが期待されているのか。【学校・教育委員会向け】

A

各学校は、それぞれの教育目標を設定し、それを踏まえて教育課程を編成し、組織的・計画的に日々の教育活動を展開しています。その中で生徒の学習状況を把握し、その結果に基づき指導の改善・充実を図っています。カリキュラム・マネジメントの一環としてこの

ようなPDCAサイクルを展開することは、指導の改善・充実はもとより、保護者や社会に対して説明責任を果たす観点からも重要であり、どの学校においても求められるものです。基礎学力の定着度合いを客観的に把握することができる基礎診断は、こうした説明責任を果たす上でも有用なツールになり得るものであると考えられます。

また、高等学校の設置者である都道府県・指定都市の教育委員会等においては、域内の各学校の学力の状況を把握し、教職員定数の配分をはじめとした人材配置や予算措置などを通じて、各学校のカリキュラム・マネジメントを支援するとともに、域内全体の高校教育の質保証に努めることが求められます。

教育委員会等においては、上記のような点を踏まえて基礎診断の活用方針や支援策の在り方を含め、基礎診断への関わり方を検討いただくことを期待しています。

Q 9-6 基礎診断として認定された測定ツールを活用する場合、教科の種類や実施回数・時期等は学校で決めてよいのか。【学校・教育委員会向け】

A

基礎診断は、各学校等の実情に相応しい測定ツールを選択・活用いただくことを想定しているため、教育委員会等の方針が示される中で活用する場合もあると思われますが、教科の種類や実施回数・時期等含め利活用いただく学校等の判断が基本となります。なお、実施時期を含む活用モデル例としては、「「高校生のための学びの基礎診断」の活用モデル例」(別紙)を御参照ください。

Q 9-7 学校等が基礎診断として認定された測定ツールを単教科のみ選択・活用することは可能か。【学校・教育委員会向け】

A

例えば、国語・数学・英語の3教科セットの測定ツールのうち、単教科のみを選択・活用したり、複数の測定ツールの中から、教科別に組み合わせて活用したりすることも可能です。

Q 9-8 各校での基礎診断の実施時間の扱いはどのようなものか(教育課程外で実施するのか)。【学校・教育委員会向け】

A

基礎診断は学校での実施(学校(教室)を会場として、教師が試験監督や問題配布・回収を行うこと)を基本としており、正規の教育課程の中で受検することを主に想定していますが、各学校等の実情に沿って活用されるべきものであるため、各学校等の判断で教育課程の内外を問わず活用いただくことができます。なお、測定ツールによっては、特定の実施日などが定められる場合もあります。

Q 9-9 認定ツールを提供する民間事業者により実施日が定められ、教育課程外で実施せざるを得ない場合、試験の監督は誰が行うのか。教師が行うのであれば勤務や手当の

扱い等の問題が生じる可能性があるのではないか。【学校・教育委員会向け】

A

前項で回答したとおり、基礎診断は学校での実施（学校（教室）を会場として、教師が試験監督や問題配布・回収を行うこと）を基本としており、正規の教育課程の中で受検することを主に想定していますが、ある測定ツールの実施日が教育課程外で定められている場合には、当該測定ツールの試験監督等の実施方法の詳細を公開情報等で確認し、（併せて、必要に応じ勤務形態や手当の扱い等を教育委員会等に確認し、）実施上支障がないか考慮した上で、各学校等の判断で測定ツールを選択・活用いただく必要があります。

Q 9-10 「基礎診断の結果については、高等学校生徒指導要録における総合所見及び指導上参考となる諸事項として記録することが想定される」とあるが、その目的は何か。また、想定される記録内容はどのようなものか。【学校・教育委員会向け】

A

高等学校生徒指導要録における総合所見及び指導上参考となる諸事項には、生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、学力について標準化された検査に関する記録や取得資格、生徒の進歩の状況などを記述することとされています。基礎診断の結果については、「学力について標準化された検査に関する記録」として記録することが想定されます。例えば、複数回受検した場合における伸びの状況などを記述するほか、資格・検定試験のような測定ツールの場合は、その合格結果などを記述することが想定されます。

Q 9-11 専門高校における専門教科についても学力保障が必要であり、これについては校長会が実施する検定等の活用を含め、各学校が学習状況を評価し、指導の工夫・充実をしていく必要があるのではないか。【学校・教育委員会向け】

A

学習意欲の喚起を図りつつ、多面的な評価を推進する観点から、校長会等が実施する農業、工業、商業等の検定試験、その他の各種検定試験等を含めた多様な学習成果を測定するツールについて、必要に応じてこれらを組み合わせながら活用していくことが期待されます。

10．受検料

Q 10-1 受検料はどのように設定されるのか。

A

受検料については、実施者である民間事業者が設定するものですが、幅広く活用されるものとなるよう、できるだけ低廉な価格設定が望ましいと考えています。

また、「「高校生のための学びの基礎診断」の認定基準・手続等について（原案）」に関するパブリックコメントにより得られた意見も踏まえ、「検討WG 取りまとめ」においては、経済的に困難な事情にある生徒への配慮などが望まれる旨が記載されています。

Q 10-2 経済的に困難な事情にある生徒に対しては、受検料負担を軽減すべきでないか。
国においてはどのような経済的支援が実施されるのか。

A

「検討 WG 取りまとめ」では、受検料について、実施者である民間事業者に対し経済的に困難な事情にある生徒への配慮などが望まれるとされていることに加え、国や地方公共団体による低所得世帯の生徒等への経済的支援も望まれるとされています。

国としても、どのようなことができるかしっかり検討するとともに、地方公共団体においても基礎診断の活用方針を検討いただくに当たり、経済的支援も積極的に検討いただけるよう働きかけていきたいと考えています。

Q 10-3 経済的に困難な事情にある生徒に対し、受検料負担を軽減する場合には、申請様式 1 の「受検料」にどのように記載すればよいか。【民間事業者向け】

A

以下の例を参考に、御記載ください。

< 記載例 >

受検料 ○円(高校生等奨学給付金事業の支給対象者(市町村民税所得割額が非課税である世帯・生活保護受給世帯の生徒)は、○円)

受検料 ○円(経済的に困難な事情のある生徒を対象に、生徒数の一定の割合を上限として無料 ID を配布)

1 1 . 結果の副次的な利用

Q 11-1 基礎診断の結果の進学・就職等への活用の考え方はどのようなものか。

A

従来、「高等学校基礎学力テスト(仮称)」として検討されていた際には、試行実施期は結果を入学者選抜や就職には用いないとされていました。

基礎診断においても、主たる目的が学習改善・指導改善を通じた P D C A サイクルの促進であり、進学・就職等への活用を目的としていないことに変わりありませんが、多様な民間の試験等を認定する基礎診断の仕組みに改めたことに伴い、既に進学・就職等に活用されている民間の試験等についても認定される可能性があり、このようなものまで一律に進学・就職等に活用することを禁止するものではありません。

いずれにしても、基礎診断の結果の進学・就職等への活用など副次的な利用については、運用開始後の実施状況を検証する中で、高校生の学習意欲や進路実現への影響等に関するメリット及びデメリット(注)を十分に吟味しながら、高等学校や大学等、民間事業者をはじめとする関係者の意見も踏まえ、その取扱いの更なる明確化等を検討していきます。

(注)

・メリット

進路実現のために自らの基礎学力を示すものとして使用できることから、基礎学力習得のための学習動機となる。

・デメリット

選抜等に過度に利用される場合、試験対策に重きを置いた指導を引き起こし兼ねず、多様な教育活動の展開が阻害されるおそれがある。

(参考1)

「高等学校基礎学力テスト(仮称)」では「試行実施期」(平成31～34年度)を位置づけることとされていた。基礎診断では特に試行実施期などを設けていないが、昨年7月公表の実施方針において「運用開始から3年経過後を目途に、実施状況について検証を行い、その結果に基づき、次期学習指導要領への対応等の必要な措置を講じる」としている。

(参考2)

基礎診断は、生徒自身の学習改善や学校・教師による指導の工夫・充実など、高校生の基礎学力の定着に向けたPDCAサイクルの取組を促進するために活用されることを主目的としているため、これに必要最小限の要素を大綱的に要件化したものであり、不正防止のための措置や公平性を確保するための措置まで要件としていない。

このため、基礎診断の認定を受ける測定ツールの中には、不正防止や公平性確保のための措置を講じていないもの(例:一定期間内における実施日の自由選択、毎年度同一の問題セットの出題など)もあれば、これらの措置を講じている資格・検定試験のような性格のもの(例:実施日の統一、試験監督に関する基準の設定など)もあると考えられ、一様ではない。

Q 11-2 調査書等に診断結果を記載するようになるのか。

A

基礎診断の認定を受けた測定ツールの実施結果については、生徒の成長や能力を表す観点から、生徒自らが自発的に学習成果として提示したり、高等学校が調査書に複数回受検した場合における伸びの状況などや、資格・検定試験のような測定ツールの場合は、その合格結果などを記述したりすることが考えられます。

なお、基礎診断の認定を受ける測定ツールの中には、不正防止や公平性確保のための措置を講じていないもの(例:一定期間内における実施日の自由選択、毎年度同一の問題セットの出題など)もあれば、例えば、実施日の統一、試験監督に関する基準の設定などの措置を講じている資格・検定試験のような性格のものもあると考えられます。そのため、各大学・企業等は、個々の測定ツールの性格を踏まえて、その実施結果の持つ意味を適切に捉えることに留意する必要があると考えます。

12. 様式等

Q 12-1 申請書の様式の行の追加・回答欄の大きさや文字サイズ・フォントの変更、アン

ダーラインの追加を行ってもよい。【民間事業者向け】

A

記載の分量等により、適宜変更していただいて構いません。

Q 12-2 申請書様式 1「主な対象者」の欄には、学年を記載するのか。それとも学力層を記載するのか。学年を記載する場合、特に英語の場合は能力差が大きいので、小学 3 年～高校 3 年といった広い範囲を対象者とすることは可能か。【民間事業者向け】

A

形式は問いませんが、高等学校の実態に応じた測定ツールを選択するのに資する情報を記載いただく必要があります。

Q 12-3 申請書様式 4「測定しようとする資質・能力の具体的内容について」や申請書様式 5「サンプル問題について」については、出題内容を特定されないよう、ある程度おおまかな記載となっても差し支えないか。【民間事業者向け】

A

申請書様式 4「測定しようとする資質・能力の具体的内容について」については、学校等が実情に応じて適切な測定ツールを選択し、効果的に活用できるようにするため、個々の問題内容・解答が特定されない範囲で、可能な限り具体的な内容を記載することが望ましいと考えています。申請書様式 5「サンプル問題について」に記載した問題については、あくまでサンプルなので同一の問題を実際に出題する必要はありません。なお、審査において必要な情報が欠落しているなど、審査に支障が生じるような場合には、個別に確認の上、記載の修正を求める可能性もあります。

Q 12-4 (様式 5) のサンプル問題について、大問 2 題(英語の場合は、2～4 題)を提出することとなっているが、小問が 10 問程度ある大問であっても、全ての小問を提出する必要があるのか。【民間事業者向け】

A

小問が多数ある場合には、3～4 問程度を抜粋して提出いただいても構いません。なお、抜粋する際には、大問としての「出題のポイント」・「主として問う能力」との整合性、大問全体の難易度と抽出する小問の難易度のバランス等の観点から、より適切な小問を選択するようご注意ください。

Q 12-5 (様式 5) のサンプル問題について、共通必修科目から出題する必要はあるか。
【民間事業者向け】

A

測定ツールの代表的な問題としてサンプル問題を提出いただく趣旨に鑑み、少なくとも大問 1 題は、出題が必須とされている共通必修科目の問題を提供してください。

Q 12- 6 複数教科セットの測定ツールを申請する場合、(様式 2) において、全教科共通の取扱いとしている事項はどのように記載すればよいか。【民間事業者向け】

A

全教科共通の取扱いとしている事項については、一つの教科の申請様式に内容を記入し、他の教科の申請様式においては、「(略) ○ ○ (教科名) の申請様式参照」と記載してください。